

大分県報

令和八年
三月四日
（一八）

（水曜日）

目次

条 例

大分県物価高騰対応中小企業事業資金調達支援基金条例の制定……………一
大分県高等学校等教育改革促進基金条例の制定……………一
大分県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正……………二

○条 例

大分県物価高騰対応中小企業事業資金調達支援基金条例をここに公布する。
令和八年三月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎
大分県条例第一号 大分県物価高騰対応中小企業事業資金調達支援基金条例

（設置）

第一条 エネルギー、食料品等の価格の高騰によりその経営に影響を受けた県内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項各号のいずれかに該当する者をいう。）が負担する保証料（知事が別に定める資金に係るものに限る。）の軽減を図ることにより、事業資金の調達を支援するため、大分県物価高騰対応中小企業事業資金調達支援基金（以下「基金」という。）を設置する。
（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。
（基金の管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができ

令和八年三月四日

る。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（練替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な練戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に練り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 知事は、第一条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県高等学校等教育改革促進基金条例をここに公布する。
令和八年三月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎
大分県条例第二号 大分県高等学校等教育改革促進基金条例

（設置）

第一条 公立の高等学校等（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）及び特別支援学校の高等部をいう。）における教育改革を推進し、産業イノベーション人材その他の新時代を担う人材を育成するため、大分県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。
（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。
（基金の管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができ

大分県報号外（条例）

る。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、第一条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第三号

大分県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

大分県警察本部の内部組織に関する条例(昭和二十九年大分県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十四号を同条第二十五号とし、同条第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 サイバー事案(警察法第五条第四項第六号ハに規定するサイバー事案をいう。以下この号において同じ。)に係る犯罪の捜査その他のサイバー事案に対処するための警察の活動に関すること(他の部の所掌に属するものを除く。)

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。